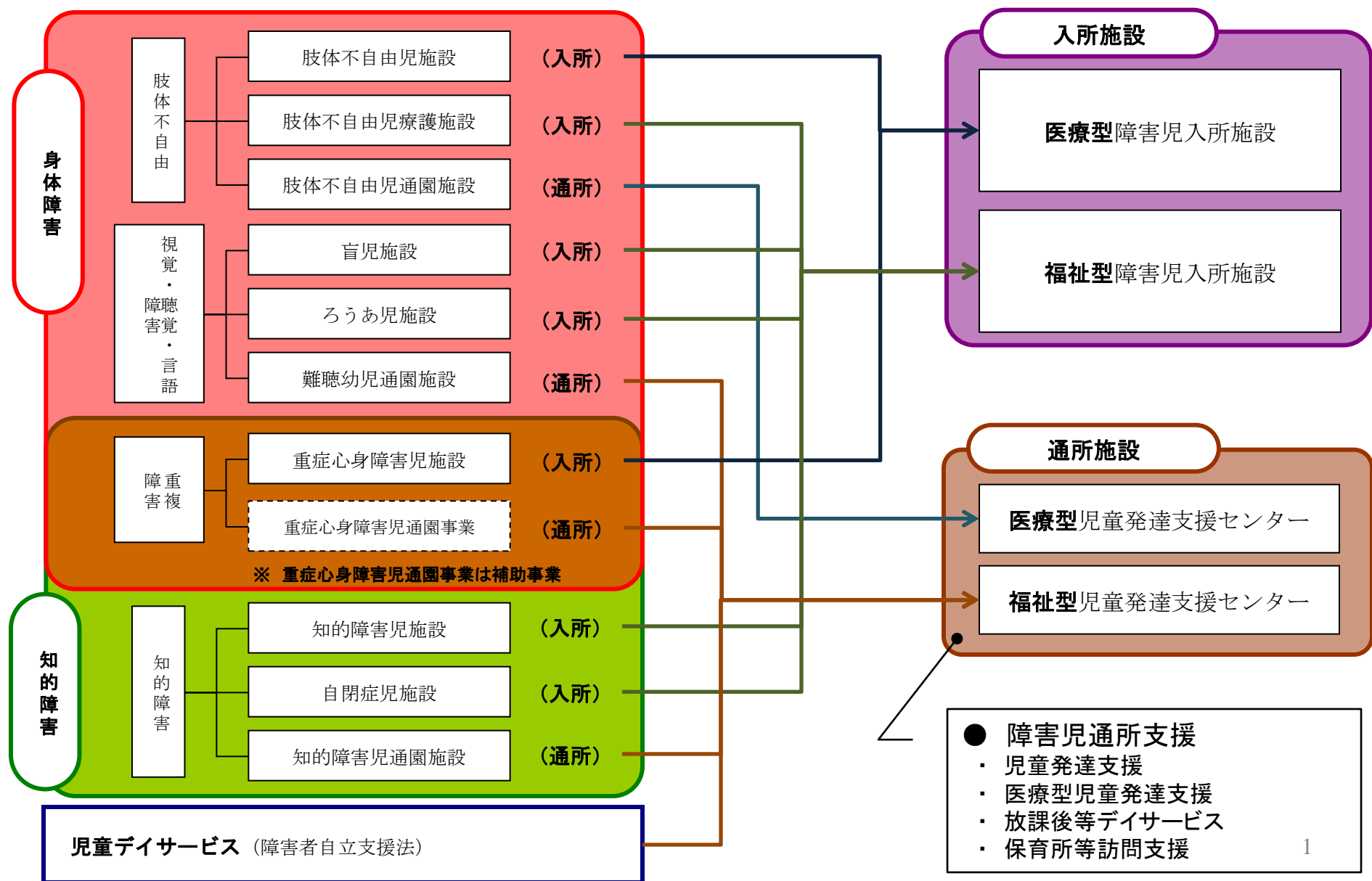


児童福祉法改正案の概要①(施設体系等の見直し)



児童福祉法改正案の概要②(通所による支援の見直し)

I 障害児通所支援の定義

1. 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与すること

2. 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行うこと

3. 放課後等デイサービス

就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること

4. 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること

II 障害児通所給付費等

1. 障害児通所給付費の給付の決定は市町村が実施

2. 利用者負担は、1割または保護者の家計の負担能力等を斟酌して政令で定める額

3. 指定障害児通所支援事業者の指定は、都道府県が行う

4. 指定障害児通所支援事業者等から医療型児童発達支援のうち治療にかかるものを受けた時は、市町村が「肢体不自由児通所医療費」を支給

児童福祉法改正案の概要③(入所による支援の見直し)

Ⅲ 障害児入所給付費等

1. 障害児入所支援給付費の給付の決定は都道府県が実施
2. 利用者負担は、1割または保護者の家計の負担能力等を斟酌して政令で定める額
3. 在所期間の延長等
 - ・ 入所者が満18歳に達した後においても、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで、継続して入所することができる。
 - ・ 18歳以上の入所者(特例者は20歳以上)については、障害者自立支援法のサービスで対応
⇒ 実質的には、児童福祉施設と障害者支援施設を併設する形態をとることにより、施設を移動することはない。

児童福祉法改正案の概要④(その他)

IV 障害児相談支援事業の創設

1. 障害児支援利用援助

障害児通所支援給付費等の申請にかかる障害児の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成

2. 継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画を一定期間ごとに検証、見直しを行う。

3. 障害児相談支援給付費の支給・指定障害児相談支援事業者の指定：市町村

V 障害児の定義等

「精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む)」を加える。

障害程度区分の認定等については実施しない(児童相談所の意見を聞くことができることとする)

VI 施行時期

平成24年4月1日